任天堂株式会社　環境関連物質リスト（2014. 6 月版）

※当該資料は、お取引先に配付している『環境関連物質リスト』から CSR レポートの Q&A 用に抜粋したものです。

適用範囲

本基準の適用範囲は、当社が調達する全ての製品、製品用部材（販促品・メンテナンス部品を含む）、製品に使用する副資材とします。なお、本基準による物質の種類、用途、制限値の規定の有無に係わらず、各国の法令等で制限されている場合には、それを満足することを前提とします。

・製品（完成品）
（例）電子ゲーム機器（本体・ソフト・周辺機器）、トランプ・カード・カルタ等の札類、
碁・将棋、販促品など

・組立品
（例）本体組立品、基板組立品など

・部品（電気部品、機構部品、その他部品）
（例）半導体部品、抵抗、ねじ、コネクタ、プリント配線板、プレス品、成形品、電池、
取扱説明書、ポリ袋、化粧箱、内箱、輸送箱など

・副資材
（例）ハンダ、フラックス、テープ、インクなど

重要事項

(1) 本リストの記載に係わらず、各国の法令で制限される場合は、それが優先されます。

(2) 各国法令の適用除外用途の場合でも弊社の制限値を優先する場合があります。

(3) 使用禁止物質（NA）で本基準を満たすには、下記条件を満たす必要があります。

- 制限値がある場合は、理由に係わらず、制限値以下であること。
- 制限値がない場合は、意図的な添加がないこと。かつ、混入の事故が起きないように十分に管理していること。

(4) 「均質な材料」とは、機械的に分離できない、組成全体が均一な材料のことで、プラスチック、セラミックス、ガラス、金属、合金、紙、接着剤、インク、樹脂、コーティング（塗装膜、メッキ被膜）などを指します。

(5) 複合の部材（均質な材料が複数で構成される部材）で構成される製品・部品・部材の場合は、使用禁止物質、早期撤廃物質の制限値は、それぞれの均質な材料毎に適用されます。製品・部品・部材全体に占める割合に対する制限値ではありません。

(6) 「その他使用制限物質」に該当する特定の製品・部品は、NA、NB、NC の各物質の基準に加えて、該当の基準を満たす必要があります。

(7) 「外郭部品」とは、組立完成品およびアクセサリ（周辺機器）を構成する部品のうち、一般消費者が直接手で触れることができるもののことで、成形品、製品外部に露出しているコネクタなどの他、これらに貼付するラベル、シールなどを指します。

(8) 「包装材」とは、組立完成品およびアクセサリを保護または輸送する目的で使用する部品のことで、輸送箱、内箱、化粧箱、ケース、シュリンクフィルム、ゲス、ポリ袋などを指します。

(9) 本基準の制限値の単位は、代表的な法規制に合わせています。

環境関連物質リスト

1．使用禁止物質（NA）

関係法令等で使用が制限されている、または弊社が使用不適切であると考える物質です。

【適合証明方法】『使用禁止物質不使用保証書』を『納入仕様書』に添付

No.	物質群 / 化学物質名	参照法規制・基準など	制限値	CAS No.
NA01	カドミウムおよびその化合物	欧州 RoHS 指令（2011/65/EU） デンマークカドミウム規制 欧州 REACH 規則（1907/2006/EC）Annex XVII 米国 子供向け装身具に関する州法	特定製品 0.0075 wt% その他　0.01 wt%	—
NA02	六価クロム化合物	欧州 RoHS 指令（2011/65/EU）	0.1 wt%	—
NA03	鉛およびその化合物	欧州 RoHS 指令（2011/65/EU） 米国消費者製品安全法改正（CPSIA）	製品表面のコーティング材料（塗料、インク、UV コート等）　90 ppm コーティング材料以外の外郭部品　100ppm その他部位 1000 ppm	—
NA04	水銀およびその化合物	欧州 RoHS 指令（2011/65/EU）	0.1 wt%	—
NA05	ビス(トリブチルスズ)=オキシド（TBTO）	化審法の第一種特定化学物質	—	56-35-9
NA06	三置換有機スズ化合物	欧州 REACH 規則（1907/2006/EC）Annex XVII 化審法の第二種特定化学物質	スズ元素として 0.1 wt%	—
	ジブチルスズ化合物（DBT化合物） ジオクチルスズ化合物（DOT 化合物）	欧州 REACH 規則（1907/2006/EC）Annex XVII	スズ元素として 0.1 wt%	—
NA07	ポリ臭化ビフェニル類（PBB 類）	欧州 RoHS 指令（2011/65/EU）	0.1 wt%	—
NA08	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE 類）	欧州 RoHS 指令（2011/65/EU）	0.1 wt%	—
NA09	ポリ塩化ビフェニル類（PCB 類）	欧州POPs 規則（850/2004/EC）Annex I 化審法の第一種特定化学物質	—	—
NA10	ポリ塩化ナフタレン類（PCN 類） （塩素数が 3 以上のもの）	欧州 POPs 規則（850/2004/EC）Annex I 化審法の第一種特定化学物質	—	—
NA11	短鎖型塩化パラフィン（炭素数 10~13）	欧州 POPs 規則（850/2004/EC）Annex I	—	—
NA12	アスベスト類	欧州 REACH 規則（1907/2006/EC）Annex XVII	—	—
NA13	特定アミン類を生成する一部のアゾ染料・顔料	欧州 REACH 規則（1907/2006/EC）Annex XVII ドイツ日用品規制	特定アミン類として 30 mg/kg	—
NA14	オゾン層破壊物質	欧州 EU 規則（2037/2000/EC） モントリオール議定書	—	—
NA15	放射性物質	–	—	—
NA16	天然ゴム	–	—	—
NA17	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)（DEHP）	欧州 REACH 規則（1907/2006/EC）Annex XVII 台湾玩具安全基準（中国国家標準 CNS4797） 米国消費者製品安全法改正（CPSIA） 日本玩具安全基準（ST 基準）	NA17～NA22 の総和で 0.1 wt%	117-81-7
NA18	フタル酸ジブチル　（DBP）			84-74-2
NA19	フタル酸ブチルベンジル（BBP）			85-68-7
NA20	フタル酸ジイソノニル（DINP）			28553-12-0 68515-48-0
NA21	フタル酸ジイソデシル（DIDP）			26761-40-0 68515-49-1
NA22	フタル酸ジ-n-オクチル（DNOP）			117-84-0
NA23	PFOS 類	欧州POPs 規則（850/2004/EC）Annex I 化審法の第一種特定化学物質	—	—
NA24	ベンゼン	欧州 REACH 規則（1907/2006/EC）Annex XVII	—	71-43-2
NA25	フマル酸ジメチル（DMF）	欧州 REACH 規則（1907/2006/EC）Annex XVII	0.1 mg/kg	624-49-7
NA26	特定ベンゾトリアゾール	化審法の第一種特定化学物質	—	3846-71-7
NA27	パーフルオロオクタン酸（PFOA）その塩類およびエステル類	ノルウェー王国製品規則	—	—
NA28	ヘキサブロモシクロドデカン類（HBCDD 類）	欧州 REACH 規則（1907/2006/EC）Annex XIV 化審法の第一種特定化学物質	—	—

環境関連物質リスト

【注意事項】

No.	注意事項	
NA01 ～ NA04 NA07 NA08	適用除外	欧州RoHS指令で「使用用途による除外」で定められている用途の使用は認めます。
NA01	補足説明	特定製品とは、子供向け装身具（チャーム、ブレスレット、ブローチ、ピン、ペンダント、ネックレス、イヤリング、指輪など）のことを指し、それらの部材も含まれます。
NA06	補足説明	三置換有機スズ化合物には、トリブチルスズ化合物（TBT化合物）およびトリフェニルスズ化合物（TPT化合物）が含まれます。
	適用条件	ジブチルスズ化合物(DBT化合物)は、2011年7月1日納入分から使用を禁止していますが、下記の用途に限り、2014年7月1日納入分から使用禁止とします。 ・シーラント（一液性常温加硫型充填剤：RTV-1、二液性常温加硫型充填剤：RTV-2）および接着剤 ・製品に適用されるDBTを触媒とした塗料およびコーティング剤 ・単独あるいは硬質PVCと共押出しされた軟質PVC製異形押出成形品
		ジオクチルスズ化合物（DOT化合物）は、「皮膚接触を意図した繊維製品」への使用を禁止します。
NA13	例示物質	特定アミン類は「欧州REACH規則（1907/2006/EC）Appendix 8」のリストをご参照ください。
	適用条件	アゾ染料・顔料のうち、特定アミン類を生成するものについては、一般消費者が長時間直接接触する部位への使用を禁止します。
NA14	例示物質	対象となるオゾン層破壊物質は、モントリオール議定書対象物質のうち、HCFCを除くすべての物質です。生産国、出荷国にかかわらず、先進国に対する規制を適用します。
	適用条件	対象となるオゾン層破壊物質は、製品の含有を禁止し、また工程での使用も禁止します。 HCFC等の代替フロンにつきましては、2015年までに撤廃してください。
NA16	適用条件	一般消費者が直接皮膚に触れる部位への使用を禁止します。
NA17 ～ NA22	適用除外	業務用製品（検査器および開発ツール等）は、子供が触れないため適用除外とします。 ACアダプタについては、製品の安全性を確保できる代替材料がない場合に限り、使用を認めることがあります。
	適用条件	欧州REACH規則で適用除外になる「口に含むことができない内部部品」であっても、対象とします。
NA23	例示物質	PFOS類とは、分子式が「$C_8F_{17}SO_2X$（X＝OH、金属塩、ハロゲン化物、アミド、ポリマーを含むその他誘導体）」で表わされる全ての物質を含みます。 経済産業省HPのPOPs 条約にあるPFOS 類縁化合物の例示物質リストをご参照ください。但し、例示物質リストには、すべての対象物質が記載されているわけではありません。 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/files/pops/96list.pdf
	適用除外	「フォトリソグラフィープロセス用のフォトレジストまたは反射防止被膜」への使用は認めます。
NA26	対象物質	対象となる物質は、化審法の第一種特定化学物質である「2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール」です。
NA27	適用除外	半導体に限り、2015年6月末まで適用を除外します。2015年7月1日納入分から使用禁止とします。
NA28	適用条件	α-、β-等全ての異性体を含めます。

環境関連物質リスト

２．早期撤廃物質（NB）

今後、法令の制定等により「NA: 使用禁止物質」となる見込みの物質で、規制された場合のリスクマネジメントおよび環境保全のために、代替材料の使用等で可能な限り早期の撤廃を目指す物質です。

No.	物質群 / 化学物質名	参照法規制・基準など	制限値	CAS No.
NB04	ポリ塩化ビニル（PVC）	—	—	9002-86-2
NB05	塩素化合物	—	塩素として 900 ppm	7782-50-5
NB06	臭素化合物	—	臭素として 900 ppm	7726-95-6

【注意事項】

＊NB01～NB03は欠番です。

３．使用管理物質（NC）

含有量を継続的に確認すべきと判断した物質です。

No.	物質群 / 化学物質名	参照法規制・基準など	制限値	CAS No.
NC17	REACH 規則　認可対象候補物質（Candidate List）	欧州 REACH 規則（1907/2006/EC）	—	—

【注意事項】

＊NC01～NC16は欠番です。

＊NC17：REACH 規則の認可対象候補物質（Candidate List）は順次追加されますので、最新版での管理をお願いします。最新版は、欧州化学品庁（ECHA）の下記 HP をご参照ください。

http://echa.europa.eu/web/guest/candidate-list-table

環境関連物質リスト

４．その他使用制限物質

弊社製品の安全性を確保するために、特定の製品・部品・部材について制限している化学物質です。対象となる場合は、各項目の『適合証明方法』に基づき、必要な資料の提出をお願いします。

４－１　安全試験対象物質

４－１－１　フタル酸エステル類

【 要 求 事 項 】使用禁止物質NA17～NA22基準への適合

【 該 当 部 品 】製品毎のリスクアセスメントに基づき、弊社が特定した製品の下記部位。該当部品は、部品の要求仕様書等で別途指定する。

- 柔軟性のある外郭部品
- 外郭部品に使用されるインクおよび塗料
- 外郭のラベル（粘着剤含む）

【適合証明方法】『フタル酸エステル 分析結果報告書』を『納入仕様書』に添付。安全試験対象か否かに関わらず、製品を構成する全部品に対して『使用禁止物質不使用保証書』を『納入仕様書』に添付。

【参考・規制値】

No.	物質群 / 化学物質名	参照法規制・基準など	制限値	CAS No.
NA17	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)（DEHP）	欧州 REACH 規則（1907/2006/EC） 台湾玩具安全基準（中国国家標準 CNS4797） 米国消費者製品安全法改正（CPSIA） 日本玩具安全基準（ST 基準）	NA17～NA22 の総和で 0.1 wt%	117-81-7
NA18	フタル酸ジブチル（DBP）			84-74-2
NA19	フタル酸ブチルベンジル（BBP）			85-68-7
NA20	フタル酸ジイソノニル（DINP）			28553-12-0 68515-48-0
NA21	フタル酸ジイソデシル（DIDP）			26761-40-0 68515-49-1
NA22	フタル酸ジ-n-オクチル（DNOP）			117-84-0

４－１－２　ISO8124-3 試験対象物質

【 要 求 事 項 】玩具安全の国際規格ISO8124-3への適合

【 該 当 部 品 】製品毎のリスクアセスメントに基づき、弊社が特定した製品の外郭部品。該当部品は、部品の要求仕様書等で別途指定する

【適合証明方法】『ISO8124-3 分析結果報告書』を『納入仕様書』に添付

【参考・規制値】

No.	物質群 / 化学物質名	参照法規制・基準など	規制値	CAS No.
01	アンチモン	国際玩具安全規格 ISO8124 <試験方法> ISO8124-3：2010による試験方法に準ずる。	60 mg/kg	—
02	ヒ素		25 mg/kg	—
03	バリウム		1000 mg/kg	—
04	カドミウム		75 mg/kg	—
05	クロム		60 mg/kg	—
06	鉛		90 mg/kg	—
07	水銀		60 mg/kg	—
08	セレン		500 mg/kg	—

環境関連物質リスト

４－１－３　PAHs試験対象物質

【 要 求 事 項 】 PAHs（多環芳香族炭化水素類）試験への適合

【 該 当 部 品 】 製品毎のリスクアセスメントに基づき、弊社が特定した製品の外郭部品。該当品は、部品の要求仕様書等で別途指定する。

【適合証明方法】『PAHs 分析結果報告書』を『納入仕様書』に添付

【参考・規制値】

No.	物質群 / 化学物質名	参照法規制・基準など	規制値	CAS No.
01	ナフタレン	ドイツGS認証制度 <試験方法> ZLS（ドイツ連邦共和国製品安全局）が発行した文書ZEK01.4-08 による試験方法に準ずる。 （最新版の文書を参照すること。） 特に指示がない場合には、カテゴリ2基準を適用する。 組み込まれる製品の用途､部位によって適用されるカテゴリおよび規制値が異なる。	カテゴリ2 基準の場合 PAH 18種の合計で 10 mg/kg以下、かつ、 「ベンゾ［a］ピレン」が 1 mg/kg以下	91-20-3
02	アセナフテン			83-32-9
03	アセナフチレン			208-96-8
04	フルオレン			86-73-7
05	フェナントレン			85-01-8
06	アントラセン			120-12-7
07	フルオランテン			206-44-0
08	ピレン			129-00-0
09	クリセン			218-01-9
10	ベンゾ［a］アントラセン			56-55-3
11	ベンゾ［b］フルオランテン			205-99-2
12	ベンゾ［k］フルオランテン			207-08-9
13	ベンゾ［j］フルオランテン			205-82-3
14	インデノ［1,2,3-cd］ピレン			193-39-5
15	ジベンゾ［a,h］アントラセン			53-70-3
16	ベンゾ［g,h,i］ペリレン			191-24-2
17	ベンゾ［a］ピレン			50-32-8
18	ベンゾ［e］ピレン			192-97-2

４－２　製品個別に規制する化学物質

４－２－１　ニッケルおよびその化合物

【 要 求 事 項 】 欧州REACH規則（1907/2006/EC）Annex XVII Entry 27の制限条件への適合

【 該 当 部 品 】 意図的にニッケルおよびその化合物を使用している長時間皮膚に触れる外郭部品

【適合証明方法】 EN1811試験結果を『納入仕様書』に添付

【参考・規制値】

No.	物質群 / 化学物質名	参照法規制・基準など	規制値	CAS No.
01	ニッケルおよびその化合物	欧州REACH規則（1907/2006/EC）Annex XVII <試験方法>　EN1811試験に準ずる。	0.5ug/cm2 /week	—

環境関連物質リスト

４－２－２　電池の規制対象化学物質

【 要 求 事 項 】 各国の電池規制への適合

【 該 当 部 品 】 部品本体またはその一部に電池類を含む部品

【適合証明方法】『電池規制適合保証書』を『納入仕様書』に添付

【参考・規制値】

No.	物質群 / 化学物質名	参照法規制・基準など	規制値	CAS No.
01	カドミウム	欧州電池指令（2006/66/EC） 中国規格 GB-24427-2009： アルカリ性及び非アルカリ性亜鉛ー二酸化マンガン電池中の水銀・カドミウム・鉛含有量の制限要件 韓国：品質経営及び工産品安全管理法 台湾：乾電池の製造、輸入、販売に関する規制 米国州法	0.001wt%	7440-43-9
02	鉛		0.004 wt%	7439-92-1
03	水銀		0.0001 wt%	7439-97-6

４－２－３　包装材の規制対象化学物質

【 要 求 事 項 】 欧州容器包装廃棄物指令（94/62/EC）および米国包装材重金属規制への適合

【 該 当 部 品 】 包装材

【適合証明方法】『欧州包装廃棄物指令（94/62/EC）・米国包装材重金属規制 適合保証書』を『納入仕様書』に添付

【参考・規制値】

No.	物質群 / 化学物質名	参照法規制・基準など	規制値	CAS No.
01	重金属 （カドミウム、六価クロム、水銀、鉛）	欧州容器包装廃棄物指令（94/62EC） 米国包装材重金属規制	合計 100 ppm（重量）	—

４－２－４　直接皮膚に触れる繊維製品の規制対象化学物質

【 要 求 事 項 】 欧州REACH規則（1907/2006/EC）Annex XVII Entry 4,7,8の制限条件への適合

【 該 当 部 品 】 ストラップなどの直接皮膚に触れる繊維製品

【適合証明方法】 本要求事項に適合する旨を『納入仕様書』の適合規格（またはそれに相当する項目）欄に記載

【参考・規制値】

No.	物質群 / 化学物質名	参照法規制・基準など	規制値	CAS No.
01	トリス(2,3-ジブロモプロピル)リン酸	欧州 REACH 規則（1907/2006/EC）Annex XVII	—	126-72-7
02	トリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド			545-55-1
03	ポリ臭化ビフェニル類（PBB 類）			59536-65-1